

さいたまの学童ほいく

NO.05-3 / 2005年12月15日 埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005 048-644-1571

FAX048-644-1572 http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/

e-mail:gakudoust@yahoo.co.jp 【郵便振替】00160-7-93727

11月17日、さいたま市内で来年度県予算についての福祉部、教育局との話し合いが行われました。県下29市町から約160人の保護者と指導員が参加。県から岩井一郎子育て支援課長以下7人が出席。県議会からは、民主・共産の2会派の議員が同席しました。

冒頭、岩井課長が、「県子育て応援行動計画の中でも、学童保育の取り組みは非常に重要であり、重点施策のひとつとして取り組んでいる。中でも、制度の促進と質の向上に取り組んでおり、全国に先駆けて、運営基準を策定し、普及・促進に取り組んでいる」「来年度予算編成は大変厳しいが、皆様のご要望等を踏まえて、できる限りの努力やアップを行っていききたい」とあいさつされました。

山本和順事務局長の重点要望の説明に続いて、7名が発言しました。

「親と子育ての喜びを分かち合える指導員の仕事が好きで誇りを持っている。しかし、賃金など労働条件の面で続けられるかどうか悩む。県補助金増を」荒川さん（所沢市くれよんクラブ指導員）

「小学校児童減の時代に学童保育の児童は急増。指導員は、勤続10年でやっと年収300万円と厳しい現状だが、保護者負担も限界にきている」岩下さん（北本市連絡協議会会長・保護者）

「障害児が学童保育で温かく受け入れてもらえて、『この子は生きてきたよかったと思えた』と語るお母さん。仲間の中で障害児も育っている」河野さん（飯能市原市場学童保育所・指導員）

「多動の我が子の後について廻る生活。当たり前放課後を保障したいと障害児学童保育に入室。1対1対応ができるよう改善を」西野さん（久喜市モンキーポッド・保護者）

「今年から70人を2クラスに分けて保育を開始。一人ひとりに目が行き届くようになり子どもたちの生活ものびのび穏やかに。2単位分の補助を」高塩さん（草加市新田児童クラブ指導員）

「12人の児童のうち重複障害児が4人。歩行困難のため安全確保のため常に目が離せない。1対1対応ができるようボランティアも配置。配置基準の改善を」住田さん（朝霞市なかよし保護者）

「27坪に107人。施設を探したいが教員委員会は『余裕教室は

県「1校区複数学童は補助対象となる」「障害児学童の単価増へ努力」

県との話し合い開催。続いて知事懇談で要求実現へ！

ない』。施設改修予算もつかない。県から市へ具体的な点検・指導を」松尾さん（所沢市学童クラブの会事務局）

「1校区複数設置は補助対象としている。2クラス制は現場見て研究」

発言を受けて小峰弘明主幹が回答しました。

県補助基準額の改善については「対象数の増加は確実に予算に盛り込めるように努力をしたい。補助単価については、国の予算単価を基本としつつ、事業の充実に努めたい」と箇所数増への対応は明言したものの、単価増については、国の単価が基本との従来の考え方に止まりました。

大規模問題については、「同一校区に完全に独立して複数設置する場合、県補助の対象としている。完全に独立とは、物理的かつ会計上も別々である場合」と、県としては複数設置を支援する姿勢を明らかにしました。また、事例として示した2クラス制については「現場を見せてもらって研究したい」と述べました。

障害児担当指導員配置の改善については、「さらなる充実については、必要性について検討・研究していきたい」と従来通りの回答に止まりました。

障害児学童保育については、基準額について、「一般の放課後児童クラブの基準額を使っているが、今年度この改正があった。それと連動して増額できるように努力する」と改善する意向を示しました。

配置基準の改善については、「他の障害児施策を参考にして基準をつくっているが、強い要望をいただいているので今後とも検討したい」と前向きではありましたが、明確ではありませんでした。

コバトンプランについては、「放課後児童クラブについては他県と比べてもかなり具体的にプランに盛り込んでいる。同プランをもとに重点的にやっていきたい。」とコバトンプランを事業改善のテコとして活用していく考えを示しました。

「運営基準」によって市町村施策の改善を促すことについては、

「先進的にとりくんでいる市町村を支援して、それを他の市町村に普及していききたい」と意欲を示しました。

「指定管理者制度導入時には、住民に説明などの手続きを踏んで」

一通り回答を受けた後、薄井俊二会長が、この間、問題となっている「指定管理者制度」と関わって質問しました。県自身が平成10年示した課長通知に「委託契約の相手方を変更する場合は、住民の意向を尊重し...質が低下するような誤解を招かないよう十分に留意する必要がある」という下りがあることを紹介して、「この課長通知は、現在でも生きていると考えてもよいか」「今回改めて、このような通知を出すことは考えられないか」と質しました。

これに対して小峰主幹が、「新しい制度を導入する時に説明会を開く等の手続きを取ることは当然。市町村もこの制度を導入する時には、配慮してやっていくべき」。「通知は、平成10年のものだが、考え方はこの通り」「市町村から問い合わせがあれば、きちんと手続きを踏んでと言っていきたい」と通知の精神は生きていること、その立場で市町村には話をしていくことを明言しました。

県側回答要旨

福祉部 子育て支援課

・県施策 1. (1)対象数の増加を確実に盛り込んで
(2)1ヶ所あたりの補助基準額の増額

放課後児童クラブは年々クラブ数が増加している。対象数の増加は確実に予算に盛り込めるように努力をしたい。補助単価については、国の予算単価を基本としつつ、事業の充実に努めたい。

2. 施設確保のために (1)単独で建てる補助「児童厚生施設等整備費」の予算化を (2)余裕教室を活用する「保育環境改善等事業費」の予算化を (3)家賃補助を

(1)施設整備については、余裕教室を活用に関わる整備は積極的に市町村にはたらきかけたい。 (2)単独施設の整備は、今後の課題。「通常の整備」については、財政状況を見ながら今後も検討をしていきたい。 (3)家賃補助は大変厳しい。

3. 指導員研修会を引き続き共催、内容も充実・予算増を

今年も10月2日に開催し750人にご参加いただいた。今後とも共催をして、内容の充実を図っていきたい。1月か2月には県庁主催の研修会を開催する予定。

4. 大規模問題解決のために (1)「複数の集団活動ができる体制を」とった場合、それぞれに補助できるよう補助要件緩和を (2)適正規模で分離を進めるよう市町村にはたらきかけて

同一校区に完全に独立して複数設置する場合、県補助の対象としている。完全に独立とは、物理的かつ会計上も別々である場合。2クラス制については現場を見せてもらって研究したい。

5. 障害児受け入れを進めるために (1)指導員人件費補助の改善 (2)4人以上に指導員2人配置に

平成15年度に障害児1人から補助対象としたところ。さらなる充実

については、必要性について検討・研究していきたい。

・障害児学童保育事業の改善を
1.箇所数増、児童数増を見込む予算化 2.指導員人件費補助増
3.児童数に見合った指導員配置 4.健康診断料の補助 5.運営費補助 6.施設への補助を、市町村へ支援を 7.「運営基準」作成を

箇所数と児童数増については確実に予算化できるよう努力したい。基準額については、一般の放課後児童クラブの基準額を使っているが、今年度この改正(増額)があった。それと連動して増額できるように努力する。配置基準は、他の障害児施策を参考にして基準をつくっているが、強い要望をいただいているので今後とも検討したい。

「運営基準」については、まずはこの事業の制度自体の充実に頑張つて、少し充実した段階で考えていった方がよいと思っている。

・コバトンプランのめざす少子化克服を真に達成するために、児童にかかる予算を抜本的に増やして

放課後児童クラブについては、他県と比べてもかなり具体的にプランに盛り込んでいる。同プランをもとに重点的にやっていきたい。

・県として、「県放課後児童クラブ運営基準」そのものの改善・見直し(フォローアップ)を進めて。

現在、昨年に続いて2回目の「運営基準」の点検中。点検結果をふまえながら、きちんとフォローアップしていきたい。

・市町村へ 1.「運営基準」にもとづいて「改善計画」策定を 2.「促進事業」等も活用して改善を進めるようにはたらきかけて

運営基準を作ったこと自体が市町村に責任を持って放課後児童クラブを充実してほしいという意味。「活用促進事業」は、今年12市町750万円を活用。先進的にとりくんでいる市町村を支援して、それを他の市町村に普及していきたい。引き続き努力をしたい。

・厚生労働省に対して国の事業の改善を要望して下さい

埼玉県でも他県でも運営基準づくりを行っているので、全国的な運営基準を作っていただきたいと最重点要望にしている。関東・甲信ブ

ロックの会議の場でも、補助基準額の引き上げ、人員配置への財政支援を要望している。引き続き要望したい。国に要望すると共に県自らもできることから努力したい。

教育局 義務教育指導課

-2.-(4) 学校施設等を活用できるように指導を

県で策定した「余裕教室の活用指針」、放課後児童クラブの例を取り上げている「空き教室転用事例集」などにもとづいて、社会教育施設や児童福祉施設などの福祉施設等への活用を含め、余裕教室の有効活用を図るよう、指導事務、企画課長会議との教育委員会の関係者を集めた会議等の機会に、毎年市町村教育委員会に働きかけている。今後も引き続きお願いしてまいりたい

教育局 特別支援教育課

-8.-(1)障害児学童保育の意義と内容を各学校に伝え協力を (2)養護学校と障害児学保とが日常的に情報交換を行える場をつくれるよう(3)施設・教室などを学童保育の活動場所として利用できよう

(1)子育て支援課で実施している養護学校放課後児童対策事業については、できる範囲で協力したい

(2)児童生徒の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域で適切な情報交換を行い、児童・生徒に関わる学童保育機関や福祉関係諸機関と連携を図ることはとても大切なことと考えている。それぞれの学校・家庭・地域の状況に即して、検討することが必要と考えている。

(3)養護学校では、放課後、部活動、各教室等で教材研究、翌日の授業の準備等がなされている。そのため、学校内の施設・教室等を学童保育の活動場所として利用できるようにすることは難しい状況だが、学童クラブを「県立学校体育施設開放事業」の利用団体として登録していただいて、利用している学童クラブもあるので、引き続き、このような形で学校内の体育施設を利用していただければ。

私も3月まで養護学校にいて、いろいろとお世話になった。学校に在籍している児童のことなのでPTAとも協力してなるべく協力してあげたいと対応してきた。児童の引き継ぎ時の事故の心配が出されていたので関係児童クラブの方に集まって情報交換したり、可能な限り運動場や体育館を利用してもらえるように関わった。校長として活動状況を毎日のように拝見させてもらっていた。